



資料 2

第 3 回宇都宮市水道料金等審議会

～下水道施設更新の方向性と一般会計からの負担金について～

- 1 本日の審議内容
- 2 管きょ更新事業について
- 3 施設・設備更新事業について
- 4 今後の事業計画について
- 5 下水道事業会計における一般会計負担金について
- 6 まとめ

1 本日の審議内容

第3回審議会

- ・ 今後の主な事業内容
- ・ 今後の負担金のあり方

一般会計負担金の
方向性を決定

第4回審議会

- ・ 財政収支見直し
- ・ 使用料制度見直しにかかる論点整理

計画に基づく収支予測の確認

第5回審議会

- ・ 料金体系（案）

新たな料金のあり方
についての議論

※次回以降の内容は変更となる可能性がある。

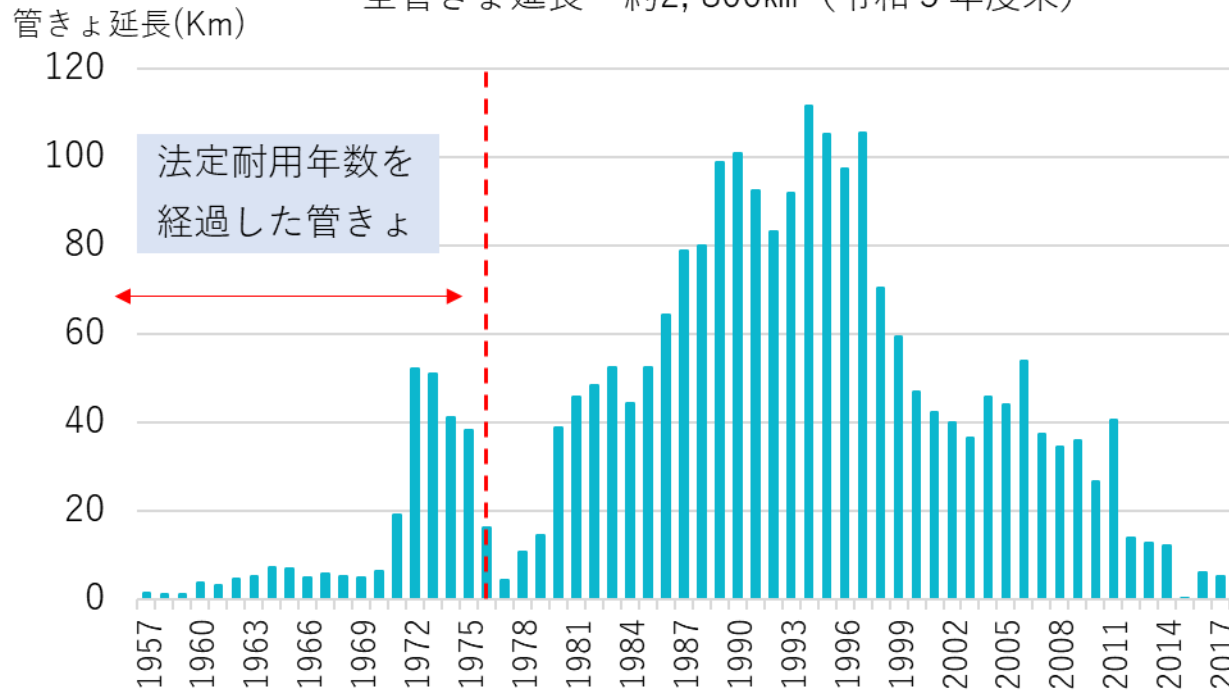
2 管きょ更新事業について

■管きょの経年化状況

- ・法定耐用年数（50年）を超過した管きょの割合は年々増加している。
- ・目標耐用年数（72～100年）を超過した管きょはまだない。

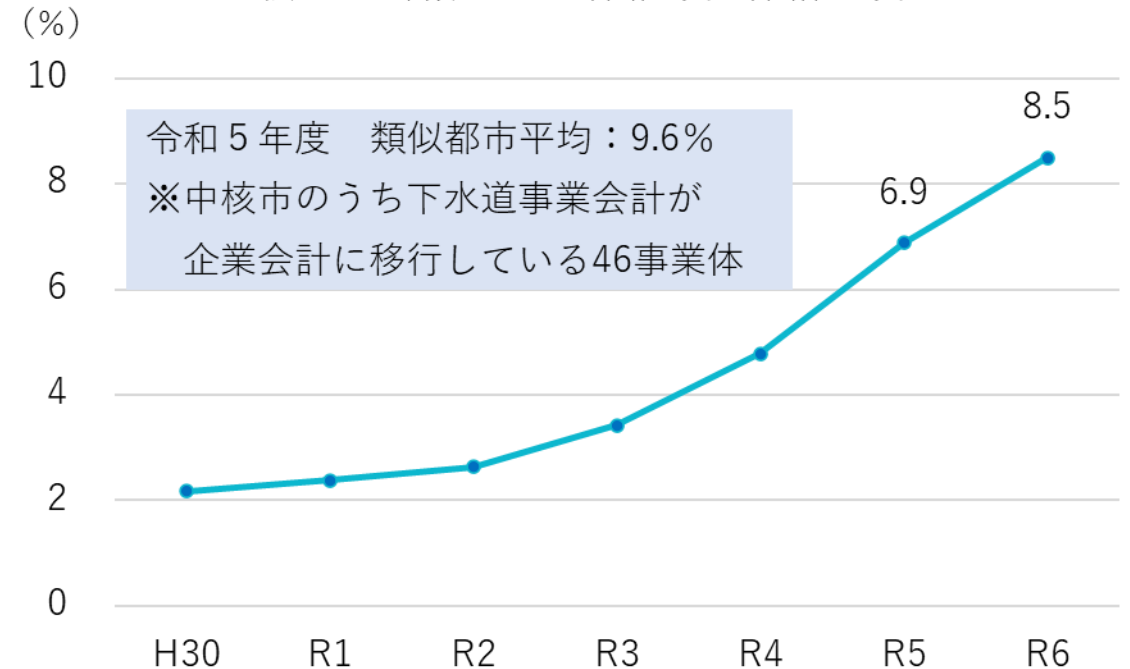
【布設年度別管きょ延長】

全管きょ延長 約2,800km（令和5年度末）



【管路経年化率】

法定耐用年数を越えた管路延長 ÷ 管路総延長 × 100



3 施設・設備更新事業について

■施設の更新状況

- ・施設については，目標耐用年数を超過している設備が多数あり，これから更新事業量のピークを迎える。
- ・耐震化事業や耐水化事業など，他事業に関連する設備について，整合を図り更新を実施する。

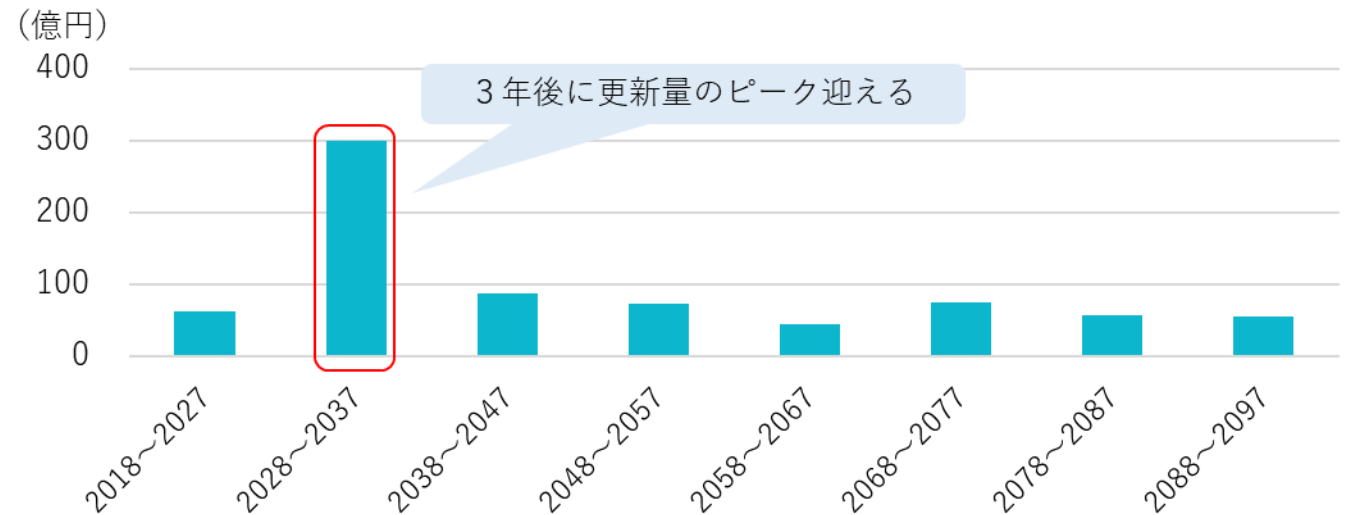
【主要施設の利用状況】

施設名	供用開始	経過年数
下河原水再生センター	昭和40年 (更新中)	60年
川田水再生センター	昭和53年	47年
清原水再生センター	平成12年	25年
上河内水再生センター	平成17年	20年
河内水再生センター	平成6年	31年



施設に付随する設備の更新も必要

【目標耐用年数の事業費見込み】



区分	主な施設例	法定耐用年数	目標耐用年数
機械・電気	ポンプ設備，水処理設備，汚泥処理設備など	15～20年	22年～34年
土木・建築	管きよ，施設躯体など	50年	72年，75年

3 施設・設備更新事業について

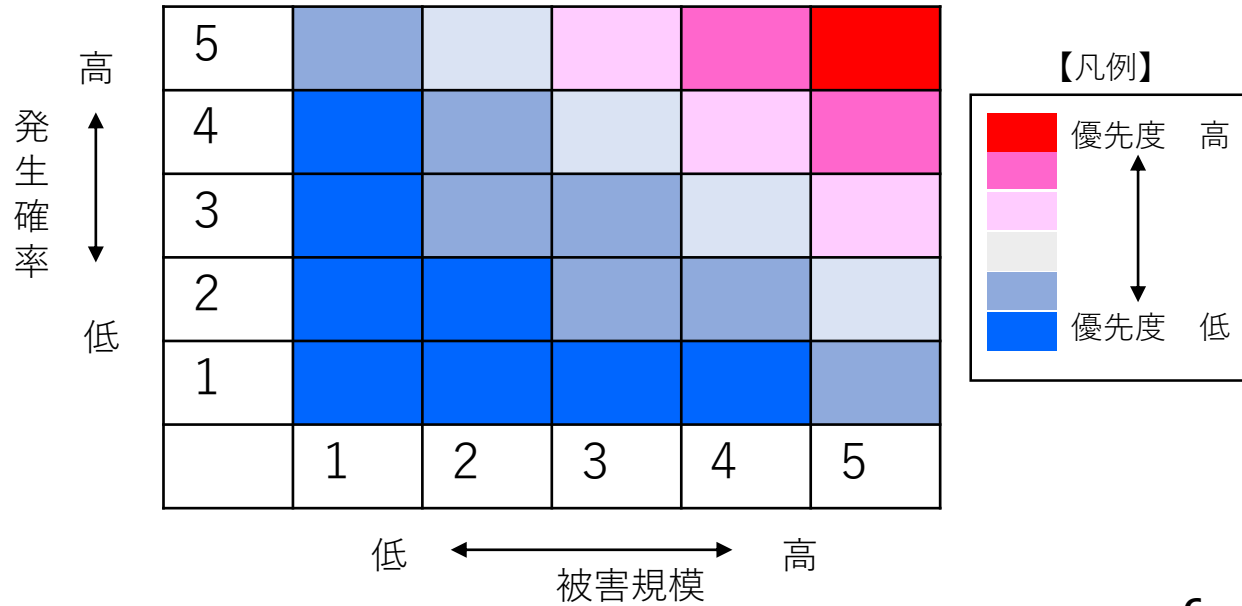
■更新の考え方（健全度， リスク評価）

- ・ 調査・診断により施設・設備の劣化状況（健全度）を把握し，結果に応じた対策を実施する。
- ・ 施設・設備が破損等した場合に，利用者に与える影響を数値化した「被害規模」と不具合の可能性を数値化した「発生確率」を用いて，施設・設備のリスクを評価し，優先度を定める。

【健全度の評価基準】

運転状態	対策
設置当初の状態	不要
機能上問題ないが，劣化の兆候が現れ始めた状態	不要
劣化が進行しているが，機能は確保できる状態	修繕
修繕を実施しても機能の回復が困難な状態	更新
機能停止	更新

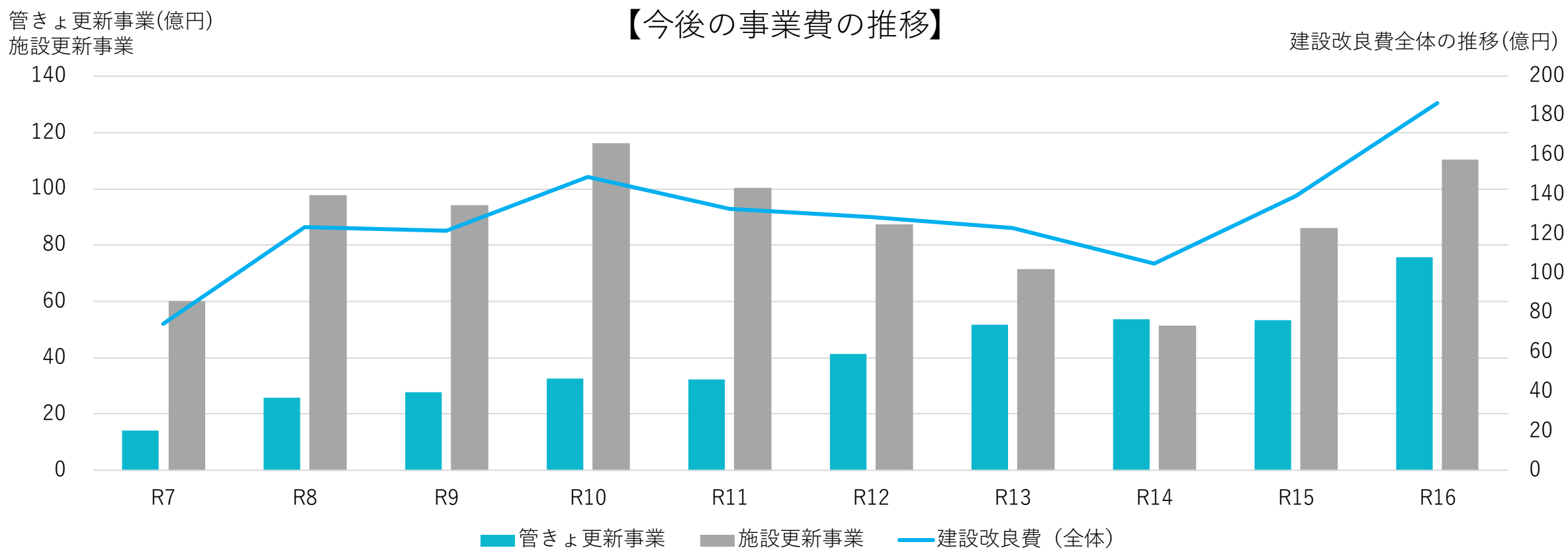
【リスク評価方法】



4 今後の事業計画について

■事業計画

- ・適正な下水処理を継続するため、今後10年間で1,720億円規模の事業を見込んでいる。
- ・本市下水処理人口の約6割に当たる下水処理を担う川田水再生センターについては、令和8年度から本格的な更新が始まる。



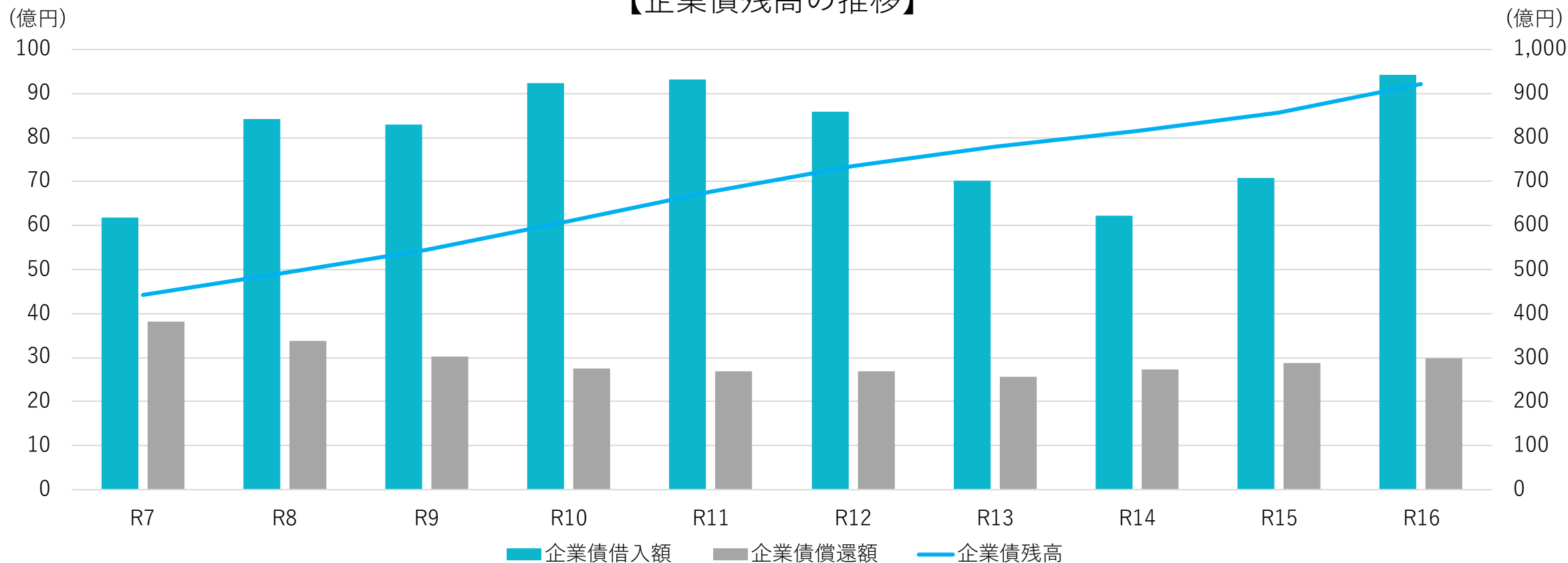
※ただし、上記金額には物価上昇分は反映されていないため、急激な物価変動など今後の社会情勢の変化により変動する可能性がある。

4 今後の事業計画について

■企業債残高の推移

- ・ 増加する更新事業費に対し、企業債を活用していくことから、残高は増加し続ける見通しだが、内部留保資金で返済していくことが可能。

【企業債残高の推移】



■方向性の検討

- ・ 充当率 9 割で借入を継続した場合，企業債残高対収益比率は，今後 1 0 年間で大幅に上昇し，財政健全化法上の基準を大きく上回る見通しである。
- ・ 現在の一般会計負担の仕組みでは，純利益を増やすことができず，水道事業のように企業債充当率を逡減させることができないため，段階的に見直しをしていく必要がある。

【企業債残高対収益比率※】

指標	算出式	説明
企業債残高 収益比率	$\frac{\text{企業債残高}}{(\text{下水道収益} + \text{一般会計負担金})} \times 100$	企業債残高の規模及び企業債が経営に及ぼす影響を表す

※下水道の場合，企業債残高には公費負担である雨水分の企業債残高も含まれるため，財源となる一般会計負担金を含めて算出している。

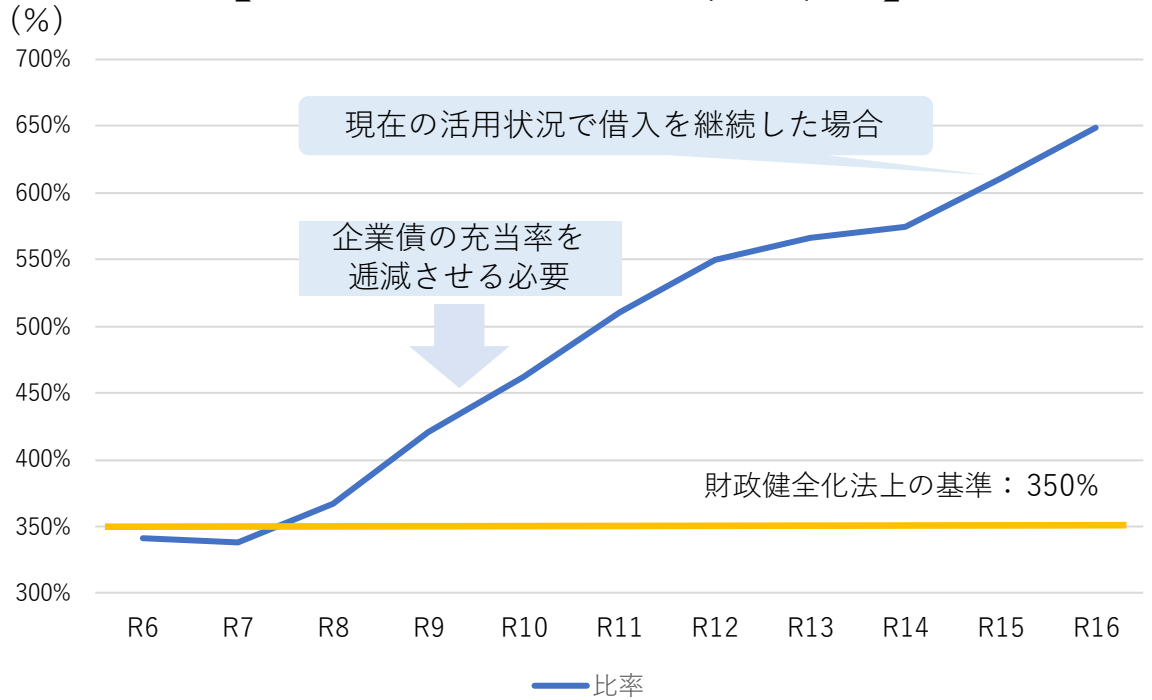
■参考とする指標

【将来負担比率】

- ・ 地方公共団体の借入金など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの

財政健全化法上の早期健全化基準 ⇒ 将来負担率が350%超

【企業債残高対収益比率の推計】



5 下水道事業会計における一般会計負担金について

■一般会計負担金とは（概要）

下水処理費

雨水処理費

当然公費

雨水は自然現象であり，雨水を排除する受益は広く及ぶことから，そのための費用は公費（税金）で負担している。

汚水処理費

原則私費

汚水は日常生活や生産活動等により生じるものであり，使用者が負担すべきものであることから，そのための費用は私費（使用料）で負担している。

当然公費

・ 汚水処理費のうち，公的な便益が認められるもの（水質規制費など）に対しては，総務省の繰出基準により一部費用を一般会計が負担している。

・ 受益者負担と考えられる費用の一部についても，収支均衡のため繰出基準で認められており，一般会計が負担している。

経過的公費

- ・ 物価や人件費の高騰により，今後もこれら一般会計負担金が増加し続ける見込みであり，受益者負担の原則からすると，実情に応じた使用料の見直しが必要である。

5 下水道事業会計における一般会計負担金について

■一般会計負担金とは（本市の内訳）

市独自基準

湯屋減免

湯屋料金と一般料金の差額

汚泥処理負担金

一般会計で実施するし尿一体処理に関する負担分

総務省基準

下水の規制に要する経費

公共用水域の水質保全に関する経費（本市では水質規制費の全額）

流域下水道の建設に要する経費

県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の一部

分流式下水道等に要する経費（以下、「分流式負担金」という）

使用料対象経費に使用料などの収入を充当しても不足する額

その他

児童手当，水洗便所改修命令に要する経費など

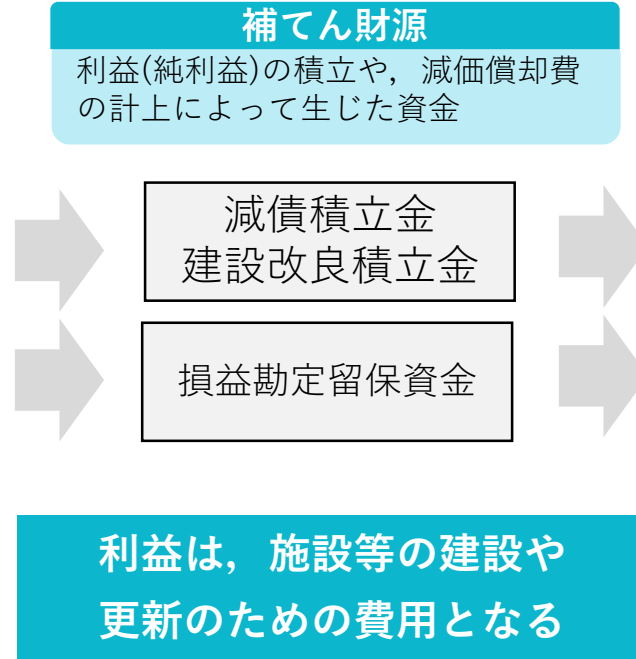
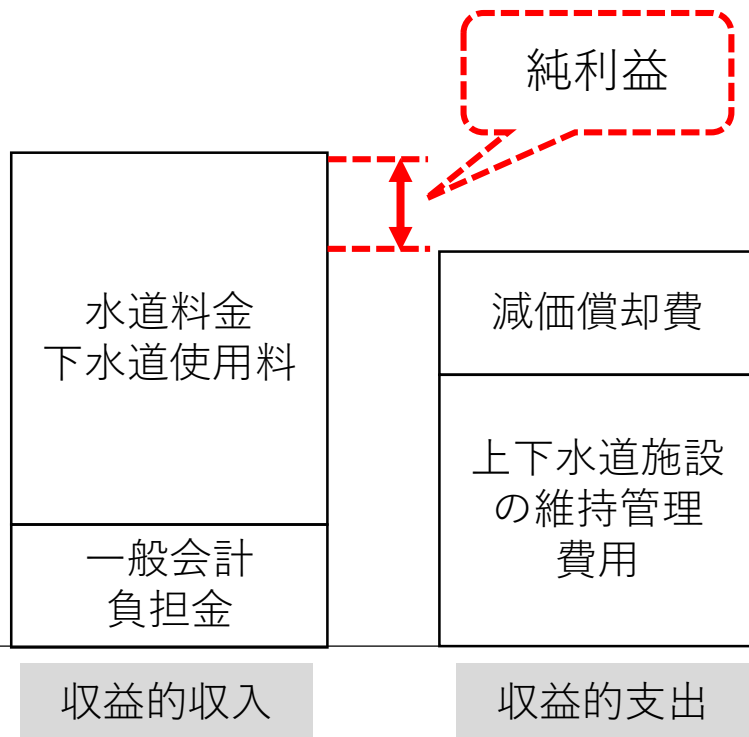
※上記のほか，本市では，市の政策的に急速に下水道整備を進めたため，損益勘定留保資金など本来の補てん財源では賄いきれなかった分を出資金として一般会計が負担している。

5 下水道事業会計における一般会計負担金について

■ 上下水道事業会計の仕組み（参考）

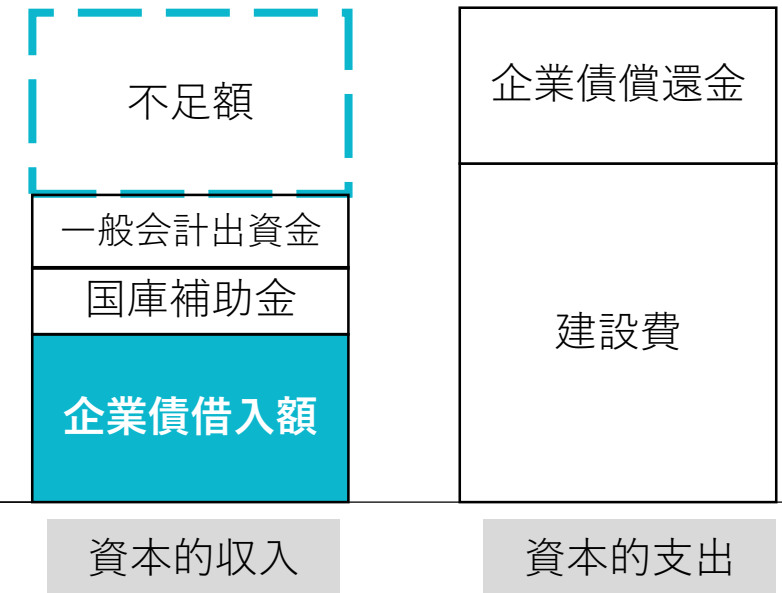
【収益的収支】

上下水道施設の維持管理に係る取引



【資本的収支】

上下水道施設の建設や更新に係る取引

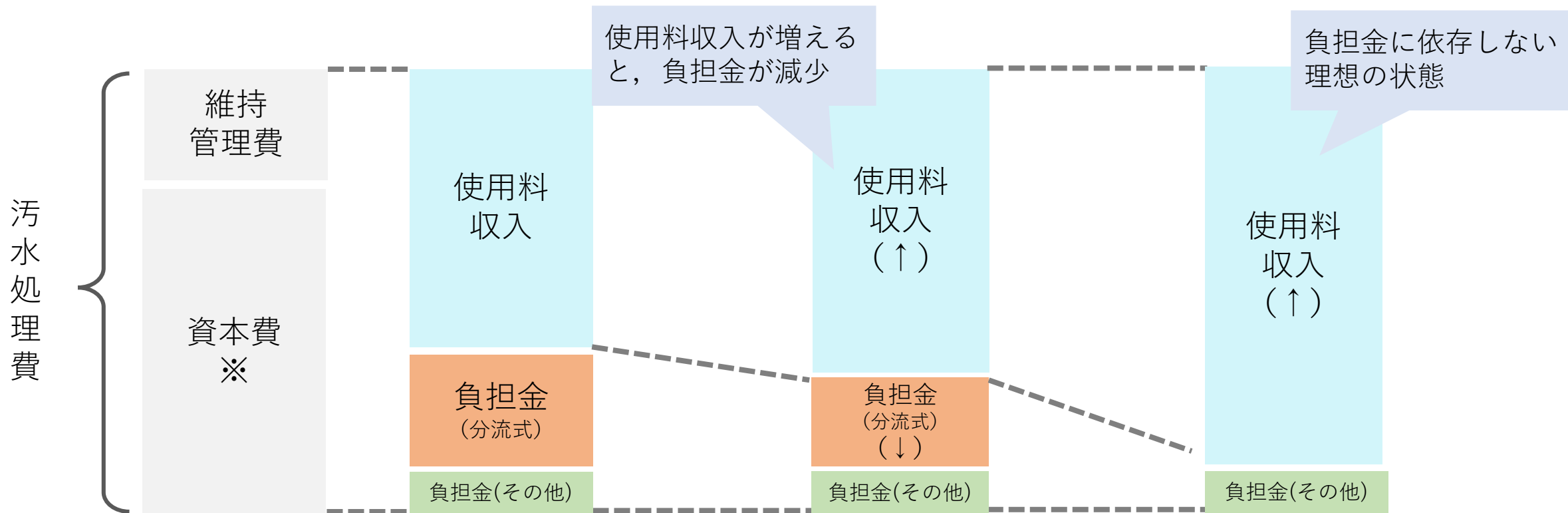


5 下水道事業会計における一般会計負担金について



■一般会計負担金と使用料の関係

- ・ 汚水処理費のうち使用料収入で賄えていない分に対して負担金を繰り入れているため、使用料を改定し、分流式負担金を減らしていくことが望ましい。



※資本費＝減価償却費＋資産減耗費＋支払利息

今後の主な事業内容

- ・適正な下水処理を継続するため、今後10年間で1,720億円規模の事業費が必要

※ただし、上記金額には物価上昇分は反映されていないため、急激な物価変動など今後の社会情勢の変化により変動する可能性がある。

⇒ 国庫補助金と企業債を最大限活用し、計画的な更新を実施
ただし、段階的に企業債充当率の逡減を検討していく

今後の負担金のあり方

- ・独立採算と受益者負担の原則に基づき、一般会計負担金に過度に依存しない経営を目指すことが必要

⇒ 一般会計からの負担金のあり方について検討していく